

環水土第25号

平成15年2月14日

改正

〔環水土第050519002号〕
〔平成17年5月19日〕

都道府県 土壤環境保全担当部(局)長 殿
政令市

環境省環境管理局

水環境部土壤環境課長

指定区域から搬出する汚染土壤の取扱いについて

「土壤汚染対策法の施行について」（平成15年2月4日付け環水土第20号。環境省環境管理局水環境部長通知。）において、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく指定区域から搬出する汚染土壤の取扱いについては、搬出先において土壤汚染が拡散しないように汚染土壤を処分するとともに、当該処分が適正に行われたことを確認することとした旨通知したところである。

ここでの処分方法及び当該処分に係る確認方法については環境大臣が定めることとされているが、今般、搬出する汚染土壤の処分方法及び搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法を定めたので通知する。これらは、追って環境省告示として官報に掲載される予定である。（以下「搬出する汚染土壤の処分方法」に係る告示を「処分方法告示」、「搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法」に係る告示を「確認方法告示」という。）

貴職におかれても、搬出する汚染土壤の取扱いについて、下記の事項に十分御留意の上、これらの円滑かつ適正な運用を図られたい。

記

第一 総論

法に基づく汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準を定めた土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第23条から第27条までにおいては、地下水経由の観点からの土壤汚染がある場合、直接摂取の観点からの土壤汚染がある場合のそれぞれについて講ずべき措置が規定されている。

その際、原則として定められているのは、土壤汚染による人の健康被害を防止する観点から、指定区域内において土壤汚染のリスクを低減又は管理する措置である。汚染土壤（規

則第3条第2項第1号に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。)の「搬出」とは、汚染土壌を指定区域外に移動させることをいい、処分方法告示において定める方法は、これら搬出を伴う措置や汚染土壌の指定区域外での処分を実施しなければならない場合に依るべきものである。汚染の除去等の措置としては、汚染土壌を搬出して処分することなく措置されることが望ましく、処分方法告示を定めたことをもって、搬出を伴う措置や汚染土壌の指定区域外での処分を奨励するものではないことに留意されたい。

なお、掘削した汚染土壌を指定区域の近傍の土地（隣接する又は近隣の土地であって当該土地において汚染土壌の最終処分を行うことを目的としない土地）において一時的な保管、特定有害物質（法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の除去等を行い、再度指定区域内に当該土壌を埋め戻す場合には、汚染土壌の指定区域外への搬出とはみなさないこととする。

また、掘削した汚染土壌を指定区域外の近傍ではない土地に設置された施設において不溶化等の処理を行い、再度指定区域内に当該処理した汚染土壌を埋め戻す場合には、第二の処分方法には該当しないが、第三で示す方法等により全ての土壌が確実に埋め戻されたことを確認することが望ましい。

第二 搬出する汚染土壌の処分方法（処分方法告示関係）

汚染土壌の処分方法については、次の1から3までに定めるところによることとした。これらは、ここに定める方法をとることをもって汚染土壌としての管理を終了するとの趣旨で定めたものであり、中間的な処理を意味するものではないことに留意されたい。

1. 最終処分場への搬入又は埋立場所等への排出

[注：ここでの最終処分場の類型に係る用語は、(2)で定義するところによる。]

汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類や汚染状態により、搬入する最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理令」という。）第5条第2項又は第7条第14号に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）、排出する埋立場所等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）第10条第2項第3号に規定する場所をいう。以下同じ。）を分類することとし、具体的には(1)の考え方にに基づき(2)の分類のとおりとした。(2)により最終処分場へ搬入又は埋立場所等へ排出することをもって処分方法の一とすることとした。

なお、埋立場所等への排出に関しては、海洋汚染防止法における水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。以下同じ。）の船舶からの排出の規制を参考として排出の方法を定めたが、汚染土壌は水底土砂と異なり、陸上において発生したものであることに留意する必要がある。このため、汚染土壌を搬出して処分する場合にあっては、陸上において処分することを原則とし、(1)のアに基づく処分が困難な場合に限り、同イに基づき処分することが望ましい。

また、各都道府県（土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第10条に規定する市を含む。以下同じ。）におかれては、管轄下の最終処分場又は埋立場所等における汚染土壤の受け入れ状況について定期的に報告を求め、必要な情報を保存しておくことが望ましい。

(1) 考え方

ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する最終処分場への搬入

汚染土壤は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物には該当しないが、最終処分場については同法に基づきその構造等に係る一定の規制がされていることから、汚染土壤を適当な最終処分場に搬入できることとした。その際、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号。以下「廃掃法判定基準」という。）別表第5の数値と同様の数値を、規則において第二溶出量基準（規則第24条第1項第1号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）として定めていることから、第二溶出量基準に適合するか否かにより汚染土壤の搬入先を産業廃棄物遮断型処分場、一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場に区分することとした。

なお、第二種特定有害物質（規則第5条第1項第2号に規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。）以外の特定有害物質に汚染された土壤については、廃棄物処理法の体系においても廃掃法判定基準に適合しない廃棄物はこれに適合するよう処理をしてから処分を行うこととされていることから、同様の取扱いとした。

産業廃棄物安定型処分場については、本来有害物質を含まず性状が安定したいわゆる安定5品目のみを処分することとされていることから、規則第18条第2項の基準（以下「含有量基準」という。）のみに適合しない汚染土壤に限り、当該最終処分場の所在地を管轄する都道府県知事（令第10条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）が認めたものであれば搬入できることとした。

また、平成9年の廃棄物処理法の一部改正により全ての最終処分場が許可等の対象とされたことを踏まえ、それ以前に規制対象外であったいわゆるミニ処分場に汚染土壤を搬入することのないよう、廃棄物処理法の許可を受けた（届出がされた）ものに限定することとした。

イ. 海洋汚染防止法に規定する埋立場所等への排出

海洋汚染防止法は、埋立場所等への水底土砂の船舶からの排出を規制しており、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号。以下「海洋汚染防止令」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項において具体的な排出方法を定めている。

このうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号。以下「海防法判定基準」という。）第1条第2項及び第3項の基準に適合しない有害物質を含む水底土砂の排出は海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従うこととされているが、同基準は第二溶出量基準

と基本的に同値であることから、これを参考として、アにおいて産業廃棄物遮断型処分場へ搬入できることとした第二溶出量基準に適合しない汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）を埋立場所等に排出する場合には、海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準（水底土砂に係るものに限る。以下同じ。）に従うこととした。

ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、海防法判定基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、第二溶出量基準に適合していても海防法判定基準に適合しない汚染土壌については、海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準のみに従うこととするため、他の土壌の区分と峻別することとした。なお、本区分については、埋立場所等へ排出する場合に海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準のみに従うこととしたことにより、最終処分場への搬入に関し、一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場であっても埋立場所等に該当するものへの搬入を認めないこととした。

海洋汚染防止法においては、海防法判定基準に適合する水底土砂は、有害物質を含むか否かの区別なく海洋汚染防止令第5条第1項第1号に規定する基準に従い排出することとされているが、最終処分場への搬入に関しては第二溶出量基準に適合する汚染土壌については一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場であれば搬入できることとしたこと、含有量基準のみに適合しない汚染土壌については本来有害物質を含まず性状が安定した産業廃棄物のみを処分することとされている産業廃棄物安定型処分場でその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものであれば搬入できることとしたことを踏まえ、埋立場所等における排出に一定の制限を加えることとした。

すなわち、第二溶出量基準に適合する汚染土壌については、一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造が確保されるもののうち、その区域を管轄する都道府県知事が認めた埋立場所等、含有量基準のみに適合しない汚染土壌については、海洋汚染防止令第5条第1項第1号に規定する基準に従い、その区域を管轄する都道府県知事が認めた埋立場所等であればそれぞれ排出できることとした。

(2) 類型

具体的には、次の①から⑤までに掲げる土壌の区分に応じ、当該①から⑤までに定めるところによることとした。

- ① 第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。） 次のいずれかによること。
 - ア. 廃棄物処理令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもの（以下「産業廃棄物遮断型処分場」という。）に搬入すること。
 - イ. 海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従って埋立場所等に排出すること。
- ② 規則第18条第1項の基準（以下「溶出量基準」という。）に適合せず、かつ、第

二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（③及び④に掲げるものを除く。） 次のいずれかによること。

ア. 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

- (イ) 廃棄物処理令第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可を受けたもの又は廃棄物処理法第9条の3第1項の規定による届出がされたもの（以下「一般廃棄物管理型処分場」という。）
- (ロ) 廃棄物処理令第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもの（以下「産業廃棄物管理型処分場」という。）

イ. 次のいずれかによること。

- (イ) 海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従ってアに掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
- (ロ) アに掲げる最終処分場以外の埋立場所等であってこれらの最終処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

③ 溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において海防法判定基準第1条第2項又は第3項に規定する基準に適合しないこととなるものに限る。） 次のいずれかによること。

ア. 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

- (イ) 一般廃棄物管理型処分場（埋立場所等であるものを除く。）
- (ロ) 産業廃棄物遮断型処分場
- (ハ) 産業廃棄物管理型処分場（埋立場所等であるものを除く。）

イ. 海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従ってアに掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

④ 溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において海防法判定基準第1条第2項及び第3項に規定する基準に適合することとなるものに限る。） 次のいずれかによること。

ア. 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

- (イ) 一般廃棄物管理型処分場
- (ロ) 産業廃棄物遮断型処分場
- (ハ) 産業廃棄物管理型処分場

イ. 次のいずれかによること。

- (イ) 海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従ってアに掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。
- (ロ) アに掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

⑤ 溶出量基準に適合し、かつ、含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌 次のいずれかによること。

ア. 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(イ) 一般廃棄物管理型処分場

(ロ) 産業廃棄物遮断型処分場

(ハ) 廃棄物処理令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であつて廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けたもののうち、搬入することが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたもの

(ニ) 産業廃棄物管理型処分場

イ. 次のいずれかによること。

(イ) 海洋汚染防止令第5条第2項及び第3項に規定する基準に従つてアに掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(ロ) アに掲げる最終処分場以外の埋立場所等であつて一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

(ハ) 海洋汚染防止令第5条第1項第1号に規定する基準に従つて、アに掲げる最終処分場以外の埋立場所等であつて排出することが適当であるものとして当該埋立場所等の区域を管轄する都道府県知事が認めたものに排出すること。

(3) 都道府県知事が認める要件

<(2)②イ(ロ)、④イ(ロ)及び⑤イ(ロ)について>

第二溶出量基準に適合し、溶出量基準に適合しない汚染土壌（海防法判定基準に適合しないものを除く。）及び含有量基準のみに適合しない汚染土壌を排出できる埋立場所等（一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造が確保されているものに限る。）の区域を管轄する都道府県知事が認める要件は、国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「公共が関与した主体」という。）が埋立の施行者であることとする。（処分方法告示第一号のロの(2)の(ロ)、ニの(2)の(ロ)及びホの(2)の(ロ)）

<(2)⑤ア(ハ)及びイ(ハ)について>

含有量基準にのみ適合しない汚染土壌を、産業廃棄物安定型処分場や海防法施行令第5条第1項第1号に規定する基準に従つて埋立場所等に搬入・排出する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものとしてその所在地・区域を管轄する都道府県知事が認めたものに限ることとする。（処分方法告示第一号のホの(1)の(ハ)及び(2)の(ハ)）

① 以下が担保されること。

ア. 汚染土壌の直接摂取によるリスクの観点から汚染の除去等の措置に係る技術的基準に適合した措置が講じられること。

イ. 埋立場所等にあつては、汚染土壌の埋立場所等からの流出のおそれがないように開口部を遮へいする等必要な措置が講じられること。

ウ．最終処分場又は埋立場所等の環境の変化等により当該汚染土壌から特定有害物質が再溶出し、浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように遮水シートの敷設等必要な措置が講じられること。

② 公共が関与した主体が最終処分場の設置者又は埋立の施行者であること。

(4) 認定に当たっての留意事項

- ① 都道府県知事は、管轄下において前記要件に該当する最終処分場又は埋立場所等を認定することとなるが、当該認定を受けた最終処分場又は埋立場所等は、汚染土壌を受け入れる技術的能力等を備えたものであることから、受け入れ可能な量の範囲内において、当該管轄下で発生した汚染土壌のみならず、搬出した汚染土壌を処分しようとする場合には、何人にとっても当該処分方法の一つとなり得るものとして認定すること。
- ② 本認定は、汚染土壌を搬入することに行うものではなく、最終処分場又は埋立場所等として前記要件に該当するものを認定するものであること。
- ③ 本認定は、認定を受けようとする者の申請による個別の認定を原則とすること。ただし、既存の最終処分場又は埋立場所等であって従来より汚染土壌を適正に受け入れていることを確認できる場合等については、申請によらず認めることもできること。
- ④ 認定又は認定の取り消しに当たっては、貴自治体の廃棄物処理法又は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の担当部局と連絡調整すること。
- ⑤ 認定又は認定の取り消しを行った後は、当該認定又は認定の取り消しを行った旨、並びに最終処分場又は埋立場所等の名称及び所在地若しくは区域について公示し、当該最終処分場の設置者又は埋立場所等に係る埋立の施行者に文書で通知するとともに、当省に連絡されたいこと。

(5) その他留意事項

- ① (2)①から⑤までに掲げる土壌の区分に該当しない、第二種特定有害物質以外の物質に係る第二溶出量基準に適合しない土壌について、最終処分場へ搬入又は埋立場所等へ排出しようとする場合においては、第二溶出量基準に適合するよう処理をした上で適当な搬入又は排出を行うことが必要であること。また、(2)①から⑤までに掲げる土壌の区分に該当する土壌であっても、処理をすることにより当該区分と異なる区分の土壌とした上で適当な搬入又は排出を行うことを妨げるものではないこと。
ただし、第二種特定有害物質により汚染された土壌について不溶化を行い溶出量基準に適合する汚染状態となった場合であっても、当該土壌は依然として特定有害物質を含むものであることから、(2)④（処分方法告示第一号の二）に掲げる土壌の区分に該当するものとして処分すること。
- ② 処分方法告示第一号をもって、最終処分場の設置者又は埋立場所等に係る埋立の施行者が別途汚染土壌の受け入れ基準を設定することを否定するものではないこと。
- ③ 最終処分場の跡地の適正な利用について、廃棄物の最終処分場跡地の管理等について（平成元年11月30日付け環水企第310号・衛環183号。環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長連名通知。）により通知されているところである

が、今般、都道府県知事が認めた産業廃棄物安定型処分場に汚染土壌を搬入できることとしたことを踏まえ、汚染土壌を搬入した産業廃棄物安定型処分場についても、汚染土壌による直接摂取のリスクの新たな発生を防止するため、環境の変化等により当該汚染土壌から特定有害物質が再溶出し、浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれが生ずることを防止するため、跡地の管理者に対し、必要な措置を講ずるよう指導されたいこと。

- ④ 処分方法告示第一号に基づく汚染土壌の埋立場所等への排出は、船舶から行うものに限定されず、陸上から行うものについても含まれること。また、本告示に基づき排出され造成された埋立場所等であって港湾管理者が管理するものについては、規則第29条に規定する土地に該当すること。

2. 汚染土壌浄化施設における浄化

廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設その他の施設であつて、汚染土壌の浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を溶出量基準及び含有量基準に適合させることをいう。）を行わせることが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うことをもって処分方法の一とすることとした。

なお、汚染土壌を溶解炉等で処理しスラグとする場合については、当該スラグが溶出量基準及び含有量基準に適合する場合にはここでの浄化に該当することとする。

また、各都道府県におかれては、管轄下で認定した施設については、汚染土壌の受け入れ状況について定期的に報告を求め、必要な情報を保存しておくことが望ましい。

(1) 都道府県知事が認める要件

汚染土壌の浄化を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事が認める要件は、次のとおりとする。（処分方法告示第二号）

- ① 施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が、周辺地域の環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
- ② 汚染土壌の搬入、保管から浄化までの各段階における工程管理を適正に行うことについて、社内規程により定められていること。
- ③ 前記工程管理を適正に行えるよう、管理責任者を置いていること。
- ④ 汚染土壌の浄化を的確に行うに足る経理的基礎を有すること。

(2) 認定に当たっての留意事項

- ① 都道府県知事は、管轄下にあつて前記要件に該当する施設を認定することとなるが、当該認定を受けた施設は、汚染土壌を受け入れる技術的能力等を備えたものであることから、受け入れ可能な量の範囲内において、当該管轄下で発生した汚染土壌のみならず、搬出した汚染土壌を処分しようとする場合には、何人にとっても当該処分の方法の一つとなり得るものとして認定すること。
- ② 本認定は、認定しようとする施設が廃棄物処理施設としての許可を受けていること

を前提とするものではないこと。

- ③ 本認定は、汚染土壌を浄化することに行うものではなく、施設として前記要件に該当するものを認定するものであること。
- ④ 車両に固定した状態で搭載され、移動可能な施設については、移動した当該施設により汚染土壌の浄化を行う場所を管轄する都道府県知事が本認定を行うこと。
- ⑤ 本認定は、認定を受けようとする者の申請による個別の認定を原則とすること。ただし、既存の施設であって従来より汚染土壌の浄化を適正に行っていることを確認できる場合等については、申請によらず認めることもできること。
- ⑥ 本認定を行うに当たり、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画等の必要な書類の提出を申請者に求めること。
- ⑦ 経理的基礎については、貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類や個人資産の状況を記載した書類の内容を十分審査し、当該施設を用いた事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。また、新たに施設を設置して浄化を行おうとする場合には、過去の貸借対照表がないことから、資本金の額、株主構成等を提出させることにより経理的基礎の有無の判断を行うこと。
- ⑧ 認定又は認定の取り消しを行った後は、当該認定又は認定の取り消しを行った旨、並びに施設を設置する事業場の名称及び所在地について公示し、当該事業者にも文書で通知するとともに、当省に連絡されたいこと。

3. セメント等の原材料としての利用

セメント等を製造するための施設であって、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することが適当であるものとしてその所在地を管轄する都道府県知事が認めたものにおいて、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することをもって処分方法の一とすることとした。

なお、各都道府県におかれては、管轄下で認定したセメント等製造施設については、汚染土壌の受け入れ状況について定期的に報告を求め、必要な情報を保存しておくことが望ましい。

(1) 都道府県知事が認める要件

セメント等製造施設の所在地を管轄する都道府県知事が認める要件は、次のとおりとする。(処分方法告示第三号)

- ① セメント等製造に必要な設備及び汚染土壌を受け入れる場合の保管場所等を有していること。
- ② 汚染土壌を原材料の一部とした場合に得られるセメント等を使用した製品（セメントの場合はコンクリート）が特定有害物質の溶出量及び含有量の点で問題がないよう、セメント等生産工程において適正な管理をすることについて、社内規程により定められていること。（(3)その他留意事項を参照のこと。）
- ③ 汚染土壌の搬入、保管及び製造工程等の各段階における前記工程管理が適正に行え

るよう、管理責任者を置いていること。

- ④ セメント等製造事業を的確に営むに足る経理的基礎を有すること。

(2) 認定に当たっての留意事項

- ① 都道府県知事は、管轄下にあつて前記要件に該当する施設を認定することとなるが、当該認定を受けた施設は、汚染土壌を受け入れる技術的能力等を備えたものであることから、受け入れ可能な量の範囲内において、当該管轄下で発生した汚染土壌のみならず、搬出した汚染土壌を処分しようとする場合には、何人にとつても当該処分方法の一つとなり得るものとして認定すること。
- ② 本認定は、汚染土壌をセメント等の原材料として利用するごとに行うものではなく、施設として前記要件に該当するものを認定するものであること。
- ③ 本認定は、認定を受けようとする者の申請による個別の認定を原則とすること。ただし、既存の施設であつて従来より汚染土壌をセメント等の原材料として適正に利用していることを確認できる場合等については、申請によらず認めることもできること。
- ④ 本認定を行うに当たり、セメント等製造施設の維持管理に関する計画、汚染土壌を原材料として投入する場合の工程管理に関する規程等の必要な書類の提出を申請者に求めること。
- ⑤ 経理的基礎については、貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類や個人資産の状況を記載した書類の内容を十分審査し、当該施設を用いた事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。また、新たに施設を設置して事業を行おうとする場合には、過去の貸借対照表がないことから、資本金の額、株主構成等を提出させることにより経理的基礎の有無の判断を行うこと。
- ⑥ 認定又は認定の取り消しを行った後は、当該認定又は認定の取り消しを行った旨、並びに施設を設置する事業場の名称及び所在地について公示し、当該事業者文書で通知するとともに、当省に連絡されたいこと。

(3) その他留意事項

- ① ここで「セメント等」としたのは、セメント以外にも、溶解炉等で汚染土壌を原材料の一部としてスラグを生成し、これらスラグが路盤材等として利用されている事例があることから、「等」としたものである。
- ② (1)②において、セメントについては、原則としてコンクリートの状態で規則第18条第1項及び第2項の基準に適合する状態にあることをいうが、その測定方法や詳細な要件については、追つて通知する予定である。セメント以外についての認める要件についても、環境保全上適正に行われることを認められ得る段階で作成し、追つて通知することとする。
- ③ ②の測定方法や要件等を策定するまでの間、セメント等製造施設については都道府県知事の認定が行われないこととなるが、その間においては、暫定的に、現在行われている指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌のセメント等製造施設における利用を妨げるものではない。

第三 搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法（確認方法告示関係）

指定区域から搬出する汚染土壌の処分に係る確認については、確認方法告示において、搬出汚染土壌管理票によりこれを行うこととしている。

については、下記事項に留意の上、搬出汚染土壌管理票制度の厳正な運用に当たられたい。なお、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票制度とは異なるものであるので留意されたい。

1. 交付（作成）主体

搬出汚染土壌管理票制度は、法第7条第1項若しくは第2項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者又は法第9条第1項に規定する土地の形質の変更をしようとする者（掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分（処分方法告示に定める処分をいう。以下同じ。）しようとするものに限る。）が、搬出汚染土壌管理票（以下「汚染土管理票」という。）を交付又は作成することにより当該処分の実施を確認する制度である。

汚染土管理票は、汚染土壌の運搬及び処分を他人に委託する場合のみならず、これらを自ら行う場合についても交付又は作成が必要となることから、2の(1)から(4)までに定める場合に応じ、それぞれ定めるところによりこれを行うこととした。

2. 交付（作成）の手續等

(1) 汚染土壌の運搬及び処分を他人に委託する場合

① 手續

- ア. 交付者は、汚染土壌の引き渡しと同時に、運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）に対し、汚染土管理票を交付するものとする。
- イ. 汚染土壌が一台の運搬車に引き渡された場合であっても、運搬先が複数である場合には運搬先ごとに汚染土管理票を交付するものとし、交付した汚染土管理票の控えを、当該汚染土壌の処分を受託した者（以下「処分受託者」という。）から汚染土管理票の送付があるまでの間保管するものとする。
- ウ. 運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、アにより交付された汚染土管理票に必要事項を記載し、その写しを保存するとともに、運搬を終了した日から10日以内に、処分受託者に汚染土管理票を回付するものとする。
- エ. 処分受託者は、当該処分を終了したときは、ウにより回付された汚染土管理票に必要事項を記載し、その写しを保存するとともに、処分を終了した日から10日以内に、交付者に汚染土管理票を送付するものとする。
- オ. 交付者は、エによる汚染土管理票の送付を受けたときは、当該処分が終了したことを当該汚染土管理票により確認し、速やかにその写しを都道府県知事に提出する

ものとする。

カ. エにより汚染土管理票を送付された交付者は、当該汚染土管理票を当該送付を受けた日から5年間保存するものとする。

キ. 運搬受託者及び処分受託者は、汚染土管理票の写しを5年間保存するものとする。

ク. 交付者は、汚染土管理票の交付の日から90日以内に、エによる汚染土管理票の送付を受けないとき、又は必要事項が記載されていない汚染土管理票若しくは虚偽の記載のある汚染土管理票の送付を受けたときは、速やかに当該運搬又は処分の状況を把握するとともに、人の健康に係る被害の発生の防止のために必要な措置を講じ、当該90日間が経過した日から30日以内に、搬出汚染土壌確認報告書（確認方法告示様式第一号）を都道府県知事に提出するものとする。

② 記載事項

記載事項については、以下によること。

ア. 「交付番号」は、交付者が汚染土管理票を特定できる任意の番号を記載すること。

イ. 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名」は、汚染土管理票を交付する責任を有する者、すなわち、「法第7条第1項若しくは第2項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者又は法第9条第1項に規定する土地の形質の変更をしようとする者（掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分しようとするものの限る。）」の氏名等を記載すること。

ウ. 「交付を担当した者の氏名」は、交付者の氏名又は名称ではなく、実際に汚染土管理票の交付を担当した従業員等の氏名を記載すること。

エ. 「特定有害物質の種類」は、溶出量基準又は含有量基準に適合しない特定有害物質の名称を記載すること。

オ. 「体積又は重量」は、立方メートル(・)、キログラム(kg)、トン(t)等その単位系は限定されないこと。

カ. 「荷姿」とは、バラ、ドラム缶、フレコンバッグ等の具体的な荷姿を記載すること。

キ. 「運搬受託者の氏名又は名称及び住所」は、運搬を受託した者の氏名等を記載すること。

ク. 「運搬を担当した者の氏名」は、運搬受託者の氏名又は名称ではなく、実際に運搬を担当した従業員等の氏名を記載すること。

ケ. 「運搬を終了した年月日」は、汚染土壌を処分を行う最終処分場への搬入等を終了した日を記載すること。

コ. 「運搬を行った区間」は、汚染土壌を搬出した事業場や搬入する最終処分場の所在地の市町村名及び事業場の名称、鉄道を利用する場合には駅名、船舶を利用する場合には港名等、運搬を行った区間が特定できるものを記載すること。

サ. 「処分受託者の氏名又は名称及び住所」は、処分を受託した者の氏名等を記載すること。

シ. 「処分を担当した者の氏名」は、処分受託者の氏名又は名称ではなく、実際に処分を担当した従業員等の氏名を記載すること。

ス.「処分を終了した年月日」は、最終処分場への搬入にあつては当該最終処分場での埋立てを終了した日、汚染土壌浄化施設における浄化にあつては当該浄化を終了した日、セメント等製造施設での利用にあつては当該利用を終了した日を記載すること。

セ.「処分を行った場所の所在地」は、交付者が選択した処分方法を行った場所の所在地を記載すること。搬出した汚染土壌の一部について浄化施設において浄化を行い、その余の部分を最終処分場に搬入した場合には、汚染土壌の浄化施設と最終処分場のいずれも記載が必要であること。

ソ.「処分の方法」は、交付者が選択した処分方法を記載すること。搬出した汚染土壌の一部について浄化施設において浄化を行い、その余の部分を最終処分場に搬入した場合には、汚染土壌浄化施設における浄化及び最終処分場への搬入のいずれも記載が必要であること。また、汚染土壌の浄化を行う場合には、当該浄化の際に採用する方法についても記載すること。

(2) 汚染土壌の運搬を他人に委託し、処分を自ら行う場合

手続等について、掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分しようとする者が処分を自ら行うことから、(1)①における処分受託者からの交付者への送付に代えて、交付者が処分に係る汚染土管理票の記載事項を記入する等、告示においては(1)に適宜必要な変更を施しているため、それにより交付、記載するものとする。

(3) 汚染土壌の運搬を自ら行い、処分を他人に委託する場合

手続等について、掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分しようとする者が運搬を自ら行うことから、(1)①における運搬受託者に対する交付に代えて、自ら運搬に係る汚染土管理票の記載事項を記入する等、告示においては(1)に適宜必要な変更を施しているため、それにより作成、交付するものとする。

(4) 汚染土壌の運搬及び処分を自ら行う場合

手続等について、掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分しようとする者が運搬及び処分を自ら行うことから、(1)①における運搬受託者に対する交付等に代えて、自ら運搬に係る汚染土管理票の記載事項を記入する等、告示においては(1)に適宜必要な変更を施しているため、それにより作成するものとする。

3. 留意事項

(1) 汚染土管理票の交付（作成）は、汚染の除去等の措置や土地の形質変更のうち汚染土壌の搬出を伴うものについて行うものであり、当該汚染の除去等の措置等の一環であることから、汚染土壌の処分の終了を確認した旨の都道府県知事への報告は、掘削した汚染土壌を当該指定区域外へ搬出し、処分しようとする者が責任をもって行うこと。したがって、運搬又は処分を他人に委託する場合には、汚染土管理票を交付（作成）しようとする段階において委託する者と契約を締結するとともに、汚染土管理票制度について

当該者に対し周知に努めるべきこと。

- (2) 運搬する際に複数の運搬車を用いて運搬する場合には、運搬車ごとに交付することが必要であること。
- (3) 運搬を行う者は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業者であることを要しないこと。ただし、汚染土壌の運搬を行う場合には、容器に封入する、シートで被覆する等、汚染土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講ずること。
- (4) 汚染土壌の処分を行う前に中間処理を行う場合の取扱いについては、確認方法告示に明確に規定されていないが、これを妨げるものではないこと。なお、この場合にあつては、当該中間処理を行う施設までの運搬及び当該施設から処分受託者への運搬について、ともに汚染土管理票に記載する必要があること。
- (5) 2 (1)①オ及びクの「都道府県知事」は、汚染の除去等の措置を命じた都道府県知事又は土地の形質変更の届出を受けた都道府県知事であること。
- (6) 2 (1)①クの「必要な措置」としては、例えば、委託した汚染土壌が処分されずに放置されている場合にあつて、委託契約を解除して他者に委託する等、交付（作成）者が個別の状況に応じた適切な措置を行っていることを都道府県知事において確認できれば差し支えないこと。